

獣害防止対策補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農作物に被害を及ぼす獣害を防止するため、加入者が購入・設置する侵入防止柵等に対して交付する獣害防止対策補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 水稻共済加入者
- (2) 加入耕地に、侵入防止柵等を設置した者
- (3) 掛金の滞納がないこと

(対象設備及び補助金の額)

第3条 対象設備及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、獣害防止対策補助金交付申請書兼請求書(以下「申請書」という。様式第1号)に必要な書類を添付の上、管理者に提出しなければならない。

(補助の審査及び交付)

第5条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、現地確認により設置状況を確認・審査し、適正と認めるときは、獣害防止対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し補助金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定めるものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

対象設備	補助金の額	限度額
電気牧柵セット	1セット 5,000円	3セットまで (15,000円)
防獣ネット	設備購入費の1/2	1回限り(10,000円)
格子防護柵	設備購入費の1/2	1回限り(10,000円)

集落や集団で設置した場合

対象設備	交付条件	補助金の額
電気牧柵セット	<ul style="list-style-type: none"> ・3名以上で共同設置をしていること ・構成員全員が水稲共済加入者であること ・所定の名簿を添付すること 	設備購入費の1/2 【補助の限度】 3名以上…5万円 10名以上…10万円
防獣ネット		
格子防護柵		

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)